

市民主役のまちづくりを めざして

平成25年4月1日

「北本市市民参画推進条例」および「北本市協働推進条例」
が施行されます



北本市

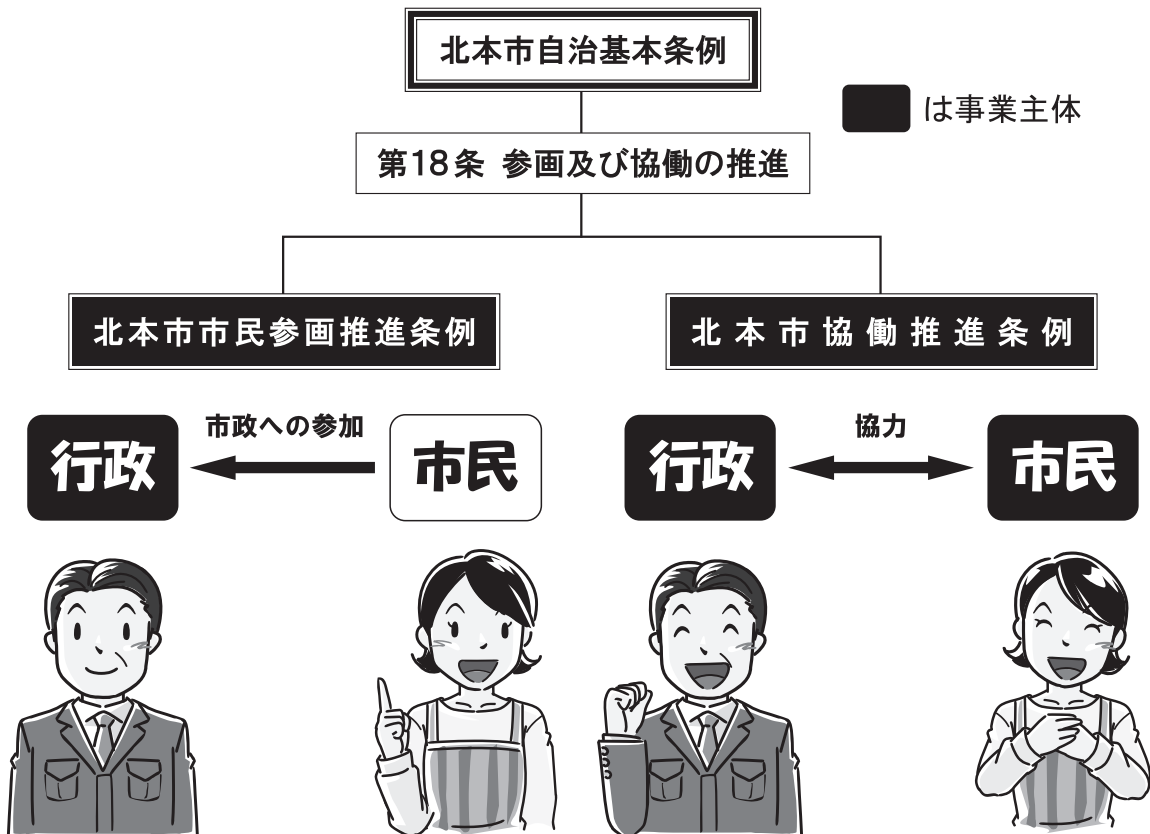
市民主役のまちづくりを進めるために・・・

北本市では、「北本市自治基本条例」を平成22年4月に施行し、「市民主役のまちづくり」をまちづくりの理念として掲げました。

「北本市自治基本条例」は、北本市におけるまちづくりの最高規範と位置づけられており、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため」に制定するとその目的を定めています。

そのためには、市民が主役となってまちづくりを進める必要があり、「参画」と「協働」を一体的に推進することによって、目的の実現を目指すこととしています。

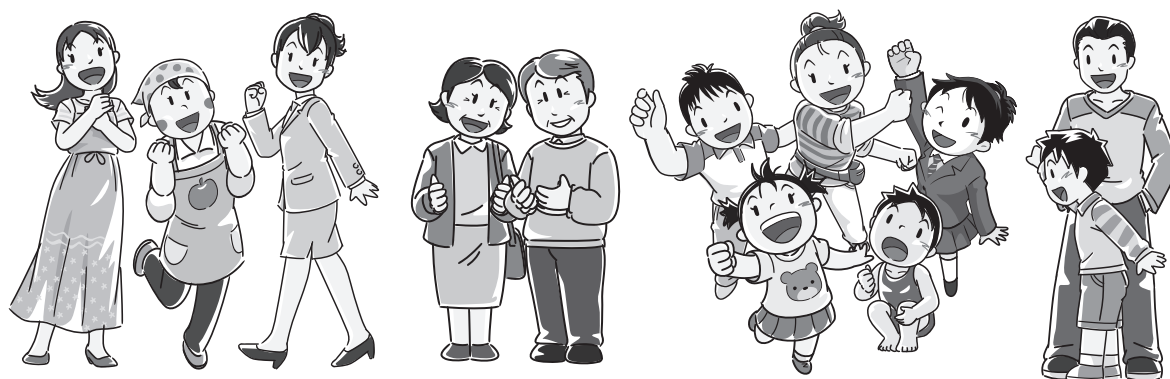
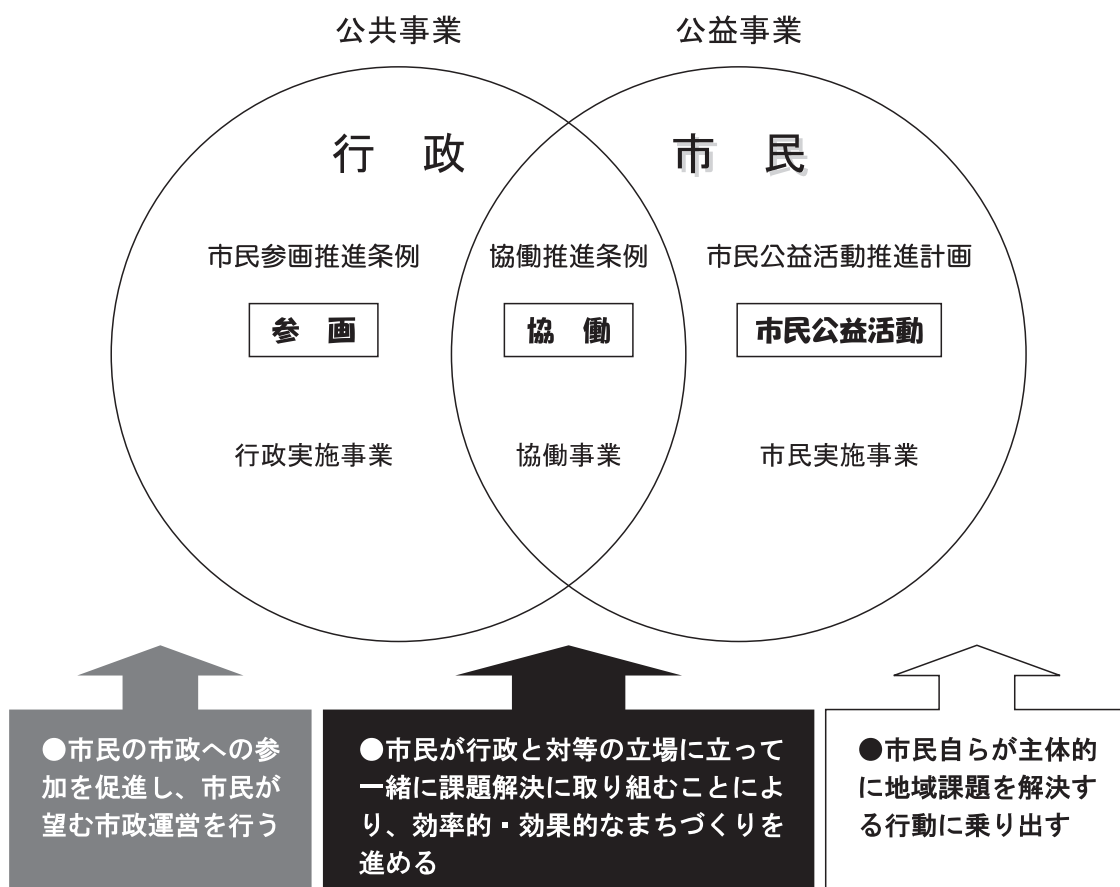
この「参画」と「協働」を具体的に進める仕組みを整えるため、このたび「北本市市民参画推進条例」及び「北本市協働推進条例」を制定いたしました。この2つの条例は平成25年4月1日に施行されます。



「参画」とは、「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加すること」を指します（北本市自治基本条例第3条第1項第5号に規定）。

「協働」とは、「対等の立場で共通の目標に向けて協力すること」を指します（北本市自治基本条例第3条第1項第6号に規定）。

このたび制定した2つの条例は、下の図に示すとおり、行政が行う事業に市民がどのように関わるかで区分されます。



「北本市自治基本条例」には、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」と規定しており、その実現のためには、市民が主体的に地域の問題解決に取り組む体制を確立していく必要があります。

今回整備した2つの条例のほか、北本市では「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、NPOやボランティア団体等が行う市民の公益的な活動を支援することとしています。



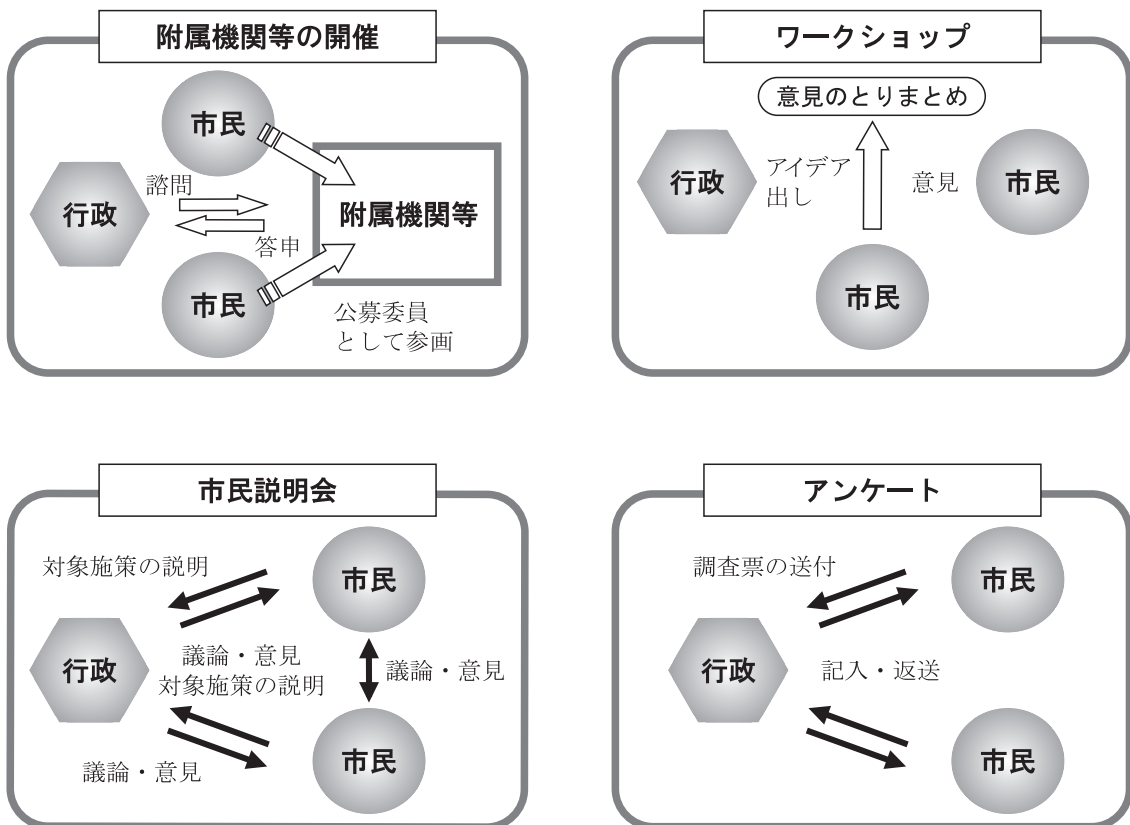
北本市ではこれまでも、重要な計画の策定や条例を制定する際には、アンケート、説明会、ワークショップ等を開催し、または審議会の意見を聞くなどして多くの市民の意見を取り入れて計画（条例）案を策定してきました。しかし、これらの手続に関しては、統一された決まりはなく、事業の実施ごとに担当する部署の判断で行われてきました。

そのため、「北本市市民参画推進条例」では、行政がどのようなときにどのように市民の意見を聞く手続を行わなければならないかを規定し、また、その公表を市長に義務付けています。



この条例を制定することにより、重要な市政情報を広く市民に発信し、多くの市民に参加してもらうことによって、より市民の意見が反映された市政運営を目指します。

市民参画手続の種類



基本原則と責務

【基本原則】(第3条)

市民及び市長等の相互がそれぞれの考え方、立場及び役割を理解して行う

市民



市内在住・在勤・在学者
市内に事業所を有する事業者

市長等



市長 教育委員会
選挙管理委員会 監査委員
固定資産評価審査委員会
農業委員会 公平委員会

※このパンフレットでは「市長等」を「行政」という言葉に置き換えて説明します。

【市民の責務】(第5条)

- ・市民は、まちづくりの主役として、自らの発言及び行動に責任を持って参画しなければならない
- ・市民は、公平、公正かつ誠実に参画しなければならない

【市長等の責務】(第4条)

- ・市民参画に必要な情報を的確かつ迅速に市民に提供しなければならない
- ・市民の自主性を尊重し、市民参画に広く市民が関わることをできるようにしなければならない
- ・市民参画により得られた市民の意見を的確に把握し、施策に反映させるよう努めなければならない



市民参画手続

市民参画手続の周知 (第9条)

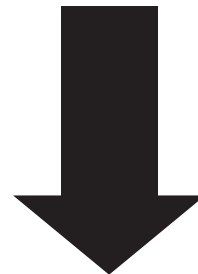
行政は、市民参画の対象施策を実施しようとするときは、市民に対し市民参画手続の実施時期、対象施策が定められるまでの手順、その他必要な事項について、周知しなければなりません。



市民参画の対象 (第6条)

- 1 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改廃
- 2 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改定
- 3 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- 4 公共の用に供される大規模な市の施設の整備（5億円）に係る基本的な計画の策定又は重要な改定
- 5 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求めると認めると認めるもの

行政が上記の **市民参画の対象** 1 から 4 までの施策を実施しようとするときは、右の 4 つの **市民参画の方法** の中から必ず 1 つ以上の市民参画の方法を選択し、市民参画手続を実施します(第7条第1項)。



市民参画の方法

- 附属機関等の開催
- ワークショップの開催
- 市民説明会の開催
- アンケートの実施



また、市民参画の対象1から4までの規定に該当しない施策であっても行政が市民の「参画」が必要と判断したものについては、特に市民参画手続の実施を妨げないものとしています（市民参画の対象5）。

適用除外項目（第8条）

- 1 緊急を要するもの
- 2 軽易と認められるもの
- 3 市長等の内部の事務に関するもの
- 4 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 5 法令等の制定又は改廃により市長等に裁量の余地のないもの
- 6 法令等の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

市民参画の対象施策に該当する施策でも、適用除外項目に該当する場合は、市民参画手続を省略することができます。ただし、緊急性により市民参画手続を省略し、対象施策を実施した場合は、理由を公表することとしています。

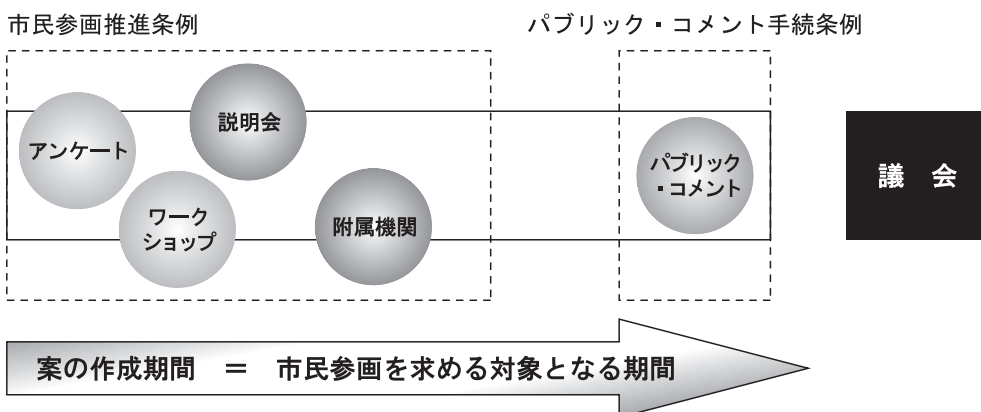
市民参画手続の実施結果の公表

行政は、市民参画手続を実施したときは、その記録を作成し、公表します（第7条第2項）。

また、市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表します（第10条）。



市民参画手続とパブリック・コメント手続との関係



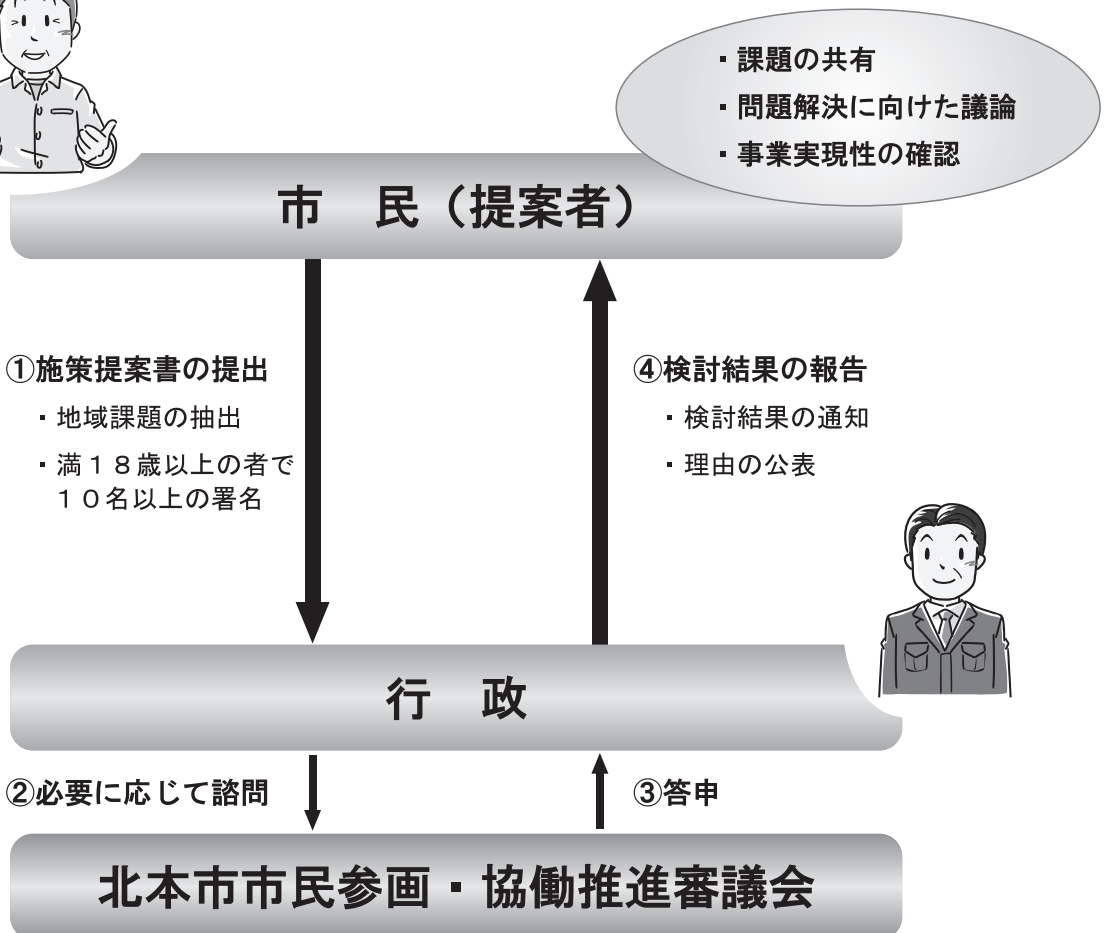
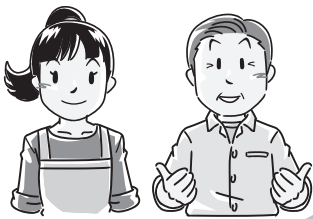
当条例の規定による市民参画手続と、北本市パブリック・コメント手続条例の規定によるパブリック・コメント手続をセットで実施することによって、より市民の意見が反映された施策案を作成します。



市民施策提案制度

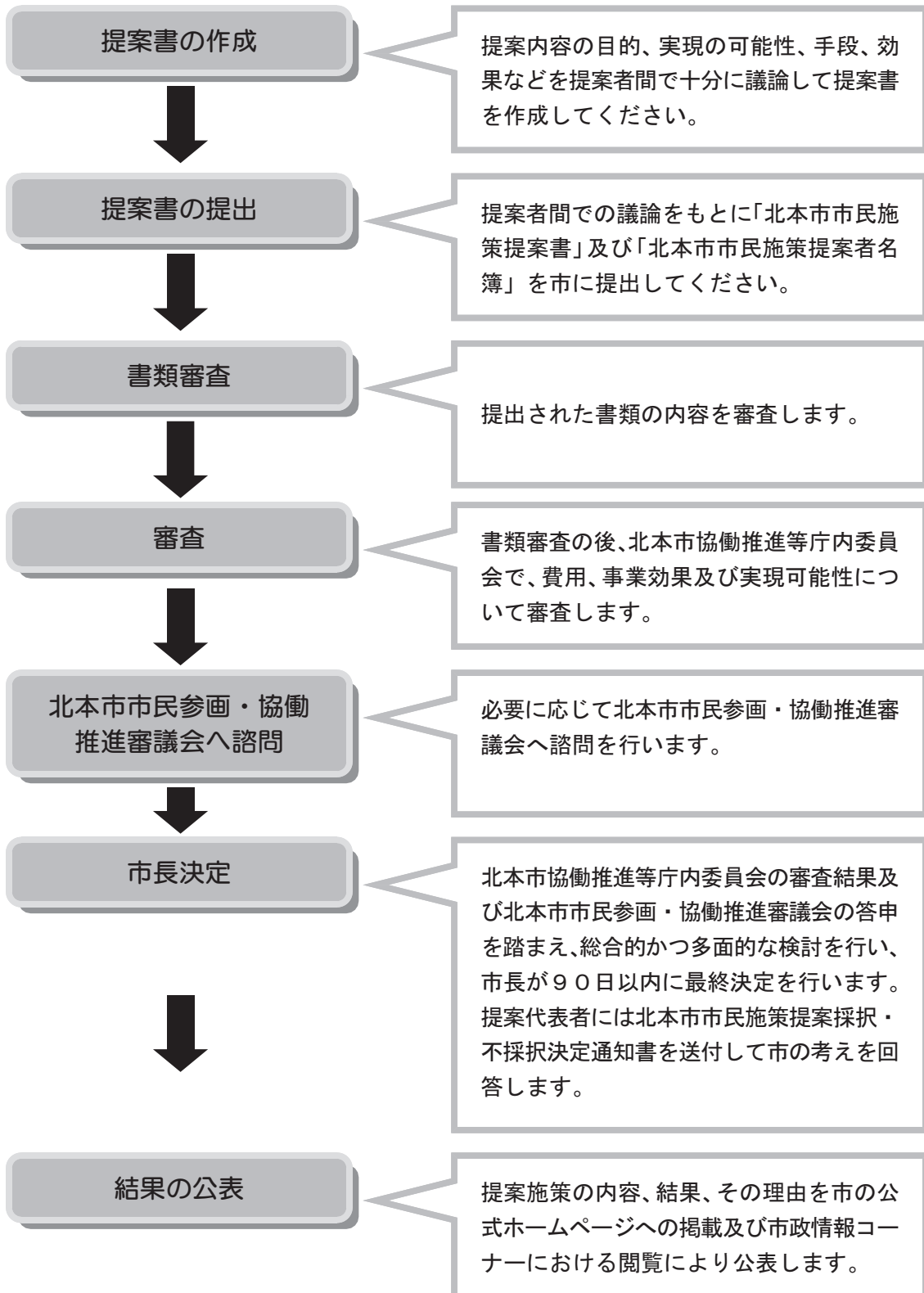
市民施策提案制度は、満18歳以上の10人以上の市民が集まって地域の課題解決策を議論し、実現可能な施策をまとめ、行政に提案できる制度です。提案の対象施策は、市民参画手続実施の対象となる施策ア～エまでの施策になります（第11条）。

- ア 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- イ 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- ウ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- エ 公共の用に供される大規模な市の施設の整備（5億円以上）に係る基本的な計画の策定又は重要な改定



「市民施策提案制度」の流れ

市民施策提案制度の流れは以下のようになります。



北本市市民参画推進条例

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 市民参画の手續（第6条―第10条）

第3章 市民施策提案制度（第11条）

第4章 雑則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第18条第3項の規定に基づき、市民の参画（以下「市民参画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ワークショップ 市民及び市長等が、施策について、対等な立場で研究し、又は議論し、共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図る場をいう。

(2) 市民説明会 市長等が、施策について、市民に説明し、並びに市民及び市長等が意見を交換する場をいう。

(3) アンケート 市長等が、施策について、定型の質問形式で調査項目を設定し、一定の期間内に複数の市民に回答を求め、得られた回答を集計し、比較することをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、北本市自治基本条例において使用する用語の例による。

（基本原則）

第3条 参画は、市民及び市長等の相互がそれぞれの考え方、立場及び役割を理解して行うものとする。

（市長等の責務）

第4条 市長等は、市民参画に必要な情報を的確かつ迅速に市民に提供しなければならない。

2 市長等は、市民の自主性を尊重し、市民参画に広く市民が関わることができるようにしなければならない。

3 市長等は、市民参画により得られた市民の意見を的確に把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言及び行動に責任を持って参画しなければならない。

2 市民は、公平、公正かつ誠実に参画しなければならない。

第2章 市民参画の手續

（市民参画の対象）

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定

(2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

(5) 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

（市民参画の実施）

第7条 市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない。

(1) 附属機関等の開催による方法

(2) ワークショップの開催による方法

(3) 市民説明会の開催による方法

(4) アンケートの実施による方法

2 市長等は、市民参画を求めたときは、その記録を作成し、公表しなければならない。

（適用除外）

第8条 市長等は、対象施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参画を求めないことができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易と認められるもの

(3) 市長等の内部の事務に関するもの

- (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (5) 法令等の制定又は改廃により市長等に裁量の余地のないもの
 - (6) 法令等の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- 2 市長等は、前項第1号に該当することにより、市民参画を求めずに対象施策を実施したときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

(市民参画手続の周知)

第9条 市長等は、対象施策を実施しようとするときは、市民に対し市民参画の手続の実施時期、対象施策が定められるまでの手順その他必要な事項について、周知しなければならない。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参画の手続の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

第3章 市民施策提案制度

第11条 市民は、満18歳以上の者10人以上の連署をもって、その代表者から市長等に対し第6条第1号から第4号までに掲げる施策を提案することができる。ただし、法令等の規定により提案の手続が定められている事項については、この限りでない。

2 前項の規定により提案する施策は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、施策の目的及び効果並びに当該施策を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による提案を受けたときは、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該施策の採択の可否を決定しなければならない。

4 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該代表者に通知

するとともに、次に掲げる事項(提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。)を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容(整理又は要約をしたものを含む。)

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

第4章 雑則

(条例の見直し)

第12条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直ししなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



「北本市協働推進条例」は、市民と行政が協働する際の基本原則とそれぞれの責務を定め、市民と行政とが協働して行う事業を市民、行政の双方から提案できる新たな制度を創設したものです。

また、協働する際には、相互に担う役割と協働する期間、その他協働する際に決定しておくべき必要な事項を協議し、協定を結ぶことを義務づけています。この条例では、協働する主体として「市民等」と「市長等」という用語を使用しています。

基本原則と責務

【基本原則】（第3条）

市民等と市長等は、以下の4つの基本原則を守って協働します

「相互理解」

「相乗効果」

「応分の責任」

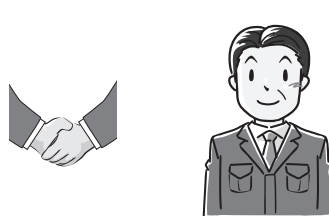
「公正性及び透明性の確保」

市民等



市内在住・在勤・在学者
市内に事業所を有する事業者
コミュニティ活動団体
市民公益活動団体

市長等



市長 教育委員会
選挙管理委員会 監査委員
固定資産評価審査委員会
農業委員会 公平委員会

※このパンフレットでは「市長等」を「行政」という言葉に置き換えて説明します。

【市民等の責務】（第5条）

- ・公共の担い手となり得ることを自覚して、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努める

【市長等の責務】（第4条）

- ・市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じる
- ・協働に関し、職員の意識の高揚を図る



協働事業提案制度

協働事業提案制度は、地域の身近な課題を市民と行政とが協働で解決していくための制度です。

この制度は、事業を市へ要望するのではなく、市民と行政がそれぞれ持っている力を出し合いながら、役割を分担し、協働して取り組んでいくものです。下記のとおり、市民側、行政側の双方から提案ができることとしています。

1 市民提案型協働事業（第6条第2項）

市民等が、自由に公共的課題を設定し、その課題の解決にあたり、行政と協働することで、効果的な解決が期待できる事業のことです。



2 行政提案型協働事業（第6条第1項）

行政が課題を設定し、その課題の解決にあたり、市民等と行政との協働により効果的な解決が期待できる事業のことです。



提案の内容は、市民の福祉、利便性、快適性などの向上に直接役立つものです。提案者は、市内在住、在勤、在学の方や団体、法人です。市民のみなさんでできることと市に担ってほしいことを考えて提案してください。

提案は、年に1回募集期間を設定して募集します。

協働パートナーの登録（第7条）

協働事業提案をしようとする市民等は、あらかじめ市長に申請し、登録を受ける必要があります。



提案事業の採択（第8条）

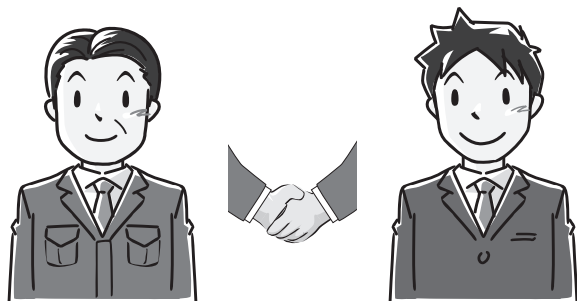
協働事業を提案した市民等には、必要により公開によるプレゼンテーションをしていただきます。

また、市長は、必要に応じて北本市市民参画・協働推進審議会に諮問し、その答申の内容を参考に事業採択の可否を決定します。

提案事業の採択を決定した際には、市長等は提出された提案の内容と提案の採択の可否及びその決定をした理由を公表します。

協定の締結

議会における予算の議決を経て正式に実施が決定された後、市民等と行政が協議して協定書を締結し（第9条）、翌年度に事業を実施します。



協定書

- 1 相互の役割
- 2 協働事業を実施する期間
- 3 協働事業の実施に際し必要な事項

北本市長 印

代表者 印

協働事業の実施予定及び実績の公表

市長は、その年に実施を予定する協働事業を公表するとともに、前年度に実施した協働事業の実績を公表します。

また、公表した内容は、北本市市民参画・協働推進審議会に報告します（第10条）。

北本市協働推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動(一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。)を行う団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動(不特定かつ多数のもの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。)を行う団体又は個人をいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

- (5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。
- (6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する事業をいう。

(基本原則)

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

- 2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。
- 3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。
- 4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。
(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。
(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

- 2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。
- 3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

(協働事業の採択)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項(提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。)を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容(整理又は要約をしたものを含む。)

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

(協定の締結)

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

(協働事業の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

(条例の見直し)

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

市民主役のまちづくりをめざして

～平成25年4月1日「北本市市民参画推進条例」および「北本市協働推進条例」が施行されます

平成25年3月発行

編集・発行：北本市総合政策部協働推進課

〒364-8633 北本市本町1-111 直通電話 048-594-5517

URL <http://city.kitamoto.lg.jp> e-mail a01200@city.kitamoto.lg.jp